

非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む会社様へ！

キャリアアップ助成金のご案内 (令和7年度版)

非正規雇用労働者(契約社員等)の
正社員化や処遇改善をご検討される会社様が
以下のいずれかに該当する場合、
助成金を活用できるかもしれません！



活躍している契約社員を
正社員にしたい

正社員化コース
受給例 **100万円** (合計/1人あたり)

例
6か月以上雇用している有期契約社員を正社員に登用（同時に給与を3%アップ）、さらに1年経過した。
<加算額ありの場合>



同一労働・同一賃金に対応
した社内体制を整備したい

賃金規定等
共通化コース
受給例 **60万円** (1事業所あたり1回)



契約社員に対し、正社員と共通の職務に応じた賃金規定を作成し、適用させた。

契約社員にも賞与・退職金
制度を導入したい

賞与・退職金制度
導入コース
受給例 **56.8万円** (1事業所あたり1回)



例
契約社員に対し、賞与及び退職金制度を同時に導入し、支給または積立てを実施した。

賃金規定等を見直し
パートの賃金を引き上げたい

賃金規定等改定コース
受給例 **130万円** (合計/1人あたり)



例
A部門で働くパートタイマー20人の基本給を5%以上引き上げた。

※上記のほか、社会保険適用時処遇改善コース、障害者正社員化コースがあります。
※上記の例はいずれ中小企業の助成額です。

上記は各助成金の概要であり、申請の可否について他にも詳細な要件がございます。
まずは助成金の専門家である社会保険労務士にご相談ください！

社会保険労務士法人びいづろうむ

〒466-0023 名古屋市昭和区石仏町1-33

☎ 052-753-4866

✉ info@b-z.jp